

248

医療法人決算届

令和7年12月5日

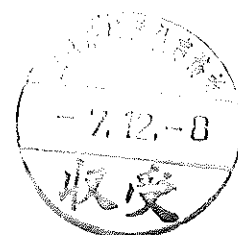
群馬県知事 様

主たる事務所 群馬県邑楽郡板倉町
所在地 大字海老瀬4064-5
名称 医療法人
板倉耳鼻咽喉科クリニック
理事長 瀬嶋 尊之

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書



- 注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。
- 2) この届出書には副本1部を添えること。

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 板倉耳鼻咽喉科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬 4064-5
- (3) 設立認可年月日 平成 2 5 年 3 月 2 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 5 年 4 月 1 5 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	板倉耳鼻咽喉科 クリニック	1013010267	群馬県邑楽郡板倉町 4064-5	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 9 月 8 日 令和 5 年度決算の決定及び令和 6 年度収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

(9) そ の 他
該当なし

様式2

※医療法人整理番号

法 人 名 医療法人 板倉耳鼻咽喉科クリニック
所 在 地 群馬県邑楽郡板倉町4064-5

財 産 目 録

(令和7年 7月31日現在)

1. 資 産 額	134,107 千円
2. 負 債 額	46,514 千円
3. 純 資 産 額	87,593 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	97,773
B 固 定 資 産	36,334
C 資 産 合 計 (A+B)	134,107
D 負 債 合 計	46,514
E 純 資 産 (C-D)	87,593

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人 板倉耳鼻咽喉科クリニック

所 在 地 群馬県邑楽郡板倉町4064-5

貸 借 対 照 表

(令和7年 7月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	97,773	I 流動負債	6,521
II 固定資産	36,334	II 固定負債	39,993
1 有形固定資産	6,862	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	470	負 債 合 計	46,514
3 その他の資産	29,002	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	77,593
		1 代 替 基 金	0
		2 その他利益剰余金	77,593
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基 金	10,000
		純 資 産 合 計	87,593
資 産 合 計	134,107	負債・純資産合計	134,107

法 人 名	医療法人 板倉耳鼻咽喉科クリニック
所 在 地	群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬4064-5

損 益 計 算 書

(自 令和6年 8月1日 至 令和7年 7月31日)

(単位:千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		127,018
2 事業費用		135,533
本来業務事業損失		△ 8,515
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		
事業損失		△ 8,515
II 事業外収益		6,385
III 事業外費用		0
経常損失		△ 2,130
IV 特別利益		0
V 特別損失		0
税引前当期純利益		△ 2,130
法人税等		80
当期純損失		△ 2,210

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 板倉耳鼻咽喉科クリニック
理事長 瀬嶋 尊之 殿

私は、医療法人 板倉耳鼻咽喉科クリニックの令和6会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

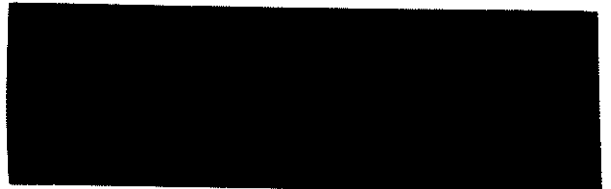
私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年 9月21日



様式5

法人名 医療法人板倉耳鼻咽喉科クリニック
所在地 色巻郡板倉町大字海老瀬 4 0 6 4 - 5

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	瀬崎 尊之	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	4,992		0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。